九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フランスにおける死刑廃止への道程 : Philippe MAURICE 事件を素材として

井上, 宜裕
九州大学大学院法学研究院 : 教授

https://doi.org/10.15017/1901722

出版情報：法政研究. 84 (3), pp.1-15, 2017-12-14. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

論説

フランスにおける死刑廃止への道程

――Philippe MAURICE 事件を素材として――

井上宜裕

はしがき
第1章　Philippe MAURICE 事件
　第1節　事案の概要
　第2節　Paris 重罪法院一九八〇年一〇月二八日判決
第2章　破毀院刑事部及びコンセイユ・デタの判断
　第1節　破毀院刑事部一九八一年三月一九日判決
　第2節　コンセイユ・デタ一九八一年五月一五日判決
おわりに
【参考資料】死刑を廃止する一九八一年一〇月九日の法律第八一-九〇八号

はしがき

死刑の存廃をめぐっては、既に論点が出尽くし、理論面では閉塞感すら漂う。日本では、裁判員制度の導入をきっかけに、一時は注目を浴びた死刑問題であったが、その後大きな展開が見られるには至らなかった。[1]

しかし、近時、死刑をめぐる議論が再活発化している。例えば、二〇一五年一一月に開催された、日本犯罪社会学会第四二回大会では、「死刑を巡る最近の状況」と題するテーマセッションが設けられ、実務的、比較法的アプローチから掘り下げた議論が行われた。[2] また、日本弁護士連合会は、二〇一六年一〇月七日、第五九回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」[3]を採択し、二〇一七年六月には、「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」[4]が設置された。

他方、フランスでは、死刑を廃止する一九八一年一〇月九日の法律第八一-九〇八号によって死刑が廃止されたこと[5]で、死刑存廃論、より端的にいえば、世論を中心とした死刑存置の主張は下火になった。その後、今日に至るまで、フランスは、国際条約の批准及びそれに伴う憲法改正等により、死刑のない社会の定着に向けて着実に歩んでいる。[6]

日本の死刑は、どこへ向かっていくのであろうか。この問題を考えるに当たり、折しも、二〇一七年七月、フランスの死刑廃止に尽力したRobert BADINTERの記念論文集が発刊された。その中には死刑の問題を扱う興味深い論稿も含まれている。[7]

そこで、本稿では、BADINTER記念論文集に掲載されている論稿でも取り上げられた、Philippe MAURICE事件を素材に、死刑存廃をめぐる当時のフランスの状況を概観し、そこから日本の死刑問題に対する示唆の導出を試みる。以下、Philippe MAURICE事件の概要、及び、各手続段階での判断を紹介した上で、死刑廃止までの道程を辿ることにする。

第1章　Philippe MAURICE 事件

第1節　事案の概要

Santé 刑務所に拘禁されていたPhilippe MAURICEは、外出許可をえたが、その後、刑務所へ戻らず、Lantier 通りの Violet ホテルに部屋を取った。一九七九年一二月六日、Serge ATTUIL と Châtelet で落ち合った。二人は車からラジオ受信機を盗む計画を立てた。破毀院刑事部一九八〇年四月二二日判決は、次のように判示して、Philippe MAURICE を重罪法院に移送した。(8)

「MAURICEは、まず、一二月六日の夜、若い女性と過ごし、彼女と夕食を取った後、ピストル PO8 を取りに一人で部屋に戻った。そのピストルは、彼らの行動を妨げようとする者がいた場合に、それらの全ての者を抑止するために、ATTUIL によってあらかじめ渡されたもので、九発の弾丸が装填されていた。

深夜〇時、MAURICEは、決められていたとおり、ATTUILと合流し、二人揃って、ATTUIL運転の Peugeot104 で Gentilly に向かった。二人は、この市の他、Arcueil も通行し、ATUUIL は、Arcueil で、一台の車のドアを壊し、ラジオ受信機を取り外し、複数のカセットともに、持ち去った。

このラジオ受信機が古かったので、ATTUIL は、二台目の車から別のラジオ受信機を盗んで、彼らは、Peugeot104 で Paris に戻った。同車は常にATTUILが運転していた。

Monge通りで、彼らは、左側にいる、RUELLE巡査部長運転のパトカー『Simca Pie』を発見した。RUELLE は、横に LORAIN 巡査、後部に CROUX 巡査を乗せて巡回中であった。

RUELLE巡査部長は、Peugeot104 に気づいた。彼は、Peugeot104 に乗っている人に職務質問をしようとこの車に

向かった。この二台の車は、当時、Fer à Moulin 通りと Gobelin 大通りの交差点にあった。しかし、赤だった信号が青に変わり、Peugeot104 は警察官が介入しうる前に発進した。そこで、LORAIN 巡査は、Peugeot に乗っている人に車を止めるよう合図した。

MAURICE は、この職務質問の企てには異議を唱えなかったものの、制服を着た複数の警察官が中に乗った白黒の警察車両が自分たちを『追い詰める（serrer）』ために接近しているのを仲間に告げた。

ATTUIL は、それに従うどころか、Peugeot の速度を上げ、右側にある最初の通りを行った。そこは、Square Adanson 通りの袋小路であった。警察官らも同様に Peugeot104 の後を追ってこの袋小路に進入した。普通に走行していた Peugeot104 は、他の車が駐車の操作をできるよう速度を緩め、その後、再び前進し、地下駐車場の電子ボックスの金属製支柱に接触して急停車した。

RUELLE 巡査部長は、Pie を Peugeot の後方、そのトランクの一メートルないし一・五メートルのところに停めた。三名の警察官は、素早く介入できるようにあらかじめドアを開けていた。

彼らは、ATTUIL 及び MAURICE と同時に車から降りた。

発砲の結果、審理により明らかとなった以下の状況において、Serge ATTUIL、RUELLE 巡査部長及び CROUX 巡査は致命傷を負った一方、Philippe MAURICE 及び LORAIN 巡査は軽傷にとどまった。

LORAIN 巡査の陳述、被告人 MAURICE の釈明、薬莢、弾丸及び弾着の位置、並びに、法医学及び弾道学鑑定から、事実経過に関して、以下の点を認めることができる。

LORAIN 巡査によれば、彼は、警察車両から降りたときに、ATTUIL が手に火器をもって Peugeot から降りてきたこと、及び、同様にこの車から降りて四メートルないし五メートル離れたところにいる MAURICE が右手をベルトに掛けて、数歩近づきながら銃口を自分の方に向けたことを確認した。

警察車両の右前輪のところにいて、まだピストルを抜いていなかったLORAINは、ちょうどそのとき、RUELLE巡査部長が、Peugeot104の左後輪のところにいたATTUILに飛びかかり、同僚らに『こいつを撃て』と叫びながら、ATTUILを取り押さえているのに気づいたが、そこで直ちにATTUILがRUELLE巡査部長に発砲したため、LORAIN巡査は仲間の救助に向かった。

LORAINは、二台の車の間を通り、自分のピストルを抜き、装塡した後、同僚RUELLEのそばにきて、この巡査部長の左肩越しに、実際、至近距離でATTUILに向けて発砲した。

この間に、MAURICEは、駐車場入口のスロープを下りて逃げようとした。しかし、MAURICEは、逃げ道が見つからなかったので、急いで元きた道を引き返したところ、CROUX巡査に相対したため、彼に向けて最初の発砲を行った。Peugeotの前で見つかった薬莢は、MAURICEによってCROUX巡査に発射されたこの最初の弾丸に合致している。

他方、ATTUILに発砲されたLORAIN巡査は、その銃声を聞いてしゃがみ、この姿勢のまま、二台の車の間に再び戻った。Peugeot104の右後輪のところに辿り着いたLORAINは、同様にしゃがんでいる同僚CROUXに気づき、駐車場の扉の開閉を制御する電子ボックスの前五〇センチメートルのところで互いに向き合った。二人の巡査は、互いに前進して、Peugeot104の右前輪のところで合流した。

そのとき、巡査二人ともが、MAURICEの発砲によって負傷していた。MAURICEは、慌てて行った最初の発砲の後、Peugeotのボンネットの前を通り、二人の巡査への発砲を続けつつ、地下駐車場の歩行者通用口へ向かった。

二台の車両の左側にある、地下駐車場への車両入口のスロープ部分で発見された薬莢は、MAURICEによって二人の巡査に向けて発射された弾丸から生じたものである。

この一連の発砲の後、MAURICEは、この地下への入口に侵入し、テラスの壁及び格子を乗り越えて逃走した。

この乗り越えに際し、MAURICEは、おそらく、Peugeotのボンネットの後ろで、右前輪のところにいたLORAIN巡査の五発の発砲によって、右手小指を負傷した模様である。[9]」

このような事実関係に基づき、事件は以下の嫌疑で重罪法院に移送された。

「1°）2°）で特定される下記の故意の殺人罪及び故意の殺人未遂罪に先行、随伴または後行して行われた、職務執行中の官憲Jean RUELLEに対する予謀を伴う故意の殺人の共犯

2°）1°）で特定された上記の故意の殺人罪、及び、3°）で特定された下記の故意の殺人未遂罪に先行、随伴または後行して行われた、職務執行中の官憲Gérard CROUXに対する予謀を伴う故意の殺人

3°）1°）及び2°）で特定された上記故意の殺人罪に先行、随伴または後行して行われた、職務執行中の官憲Robert LORAINに対する予謀を伴う故意の殺人未遂[10]」

第2節　Paris重罪法院一九八〇年一〇月二八日判決

Paris控訴院部長GIRESSE氏を裁判長、二名のParis大審裁判所判事LECLACHE氏及びSAVALLI氏を陪席裁判官として構成された、Paris重罪法院は、一九八〇年一〇月二八日、MAURICEに対し死刑判決を下した。

これに対して、MAURICEの弁護人は、以下の趣意書を提出して、破棄を申し立てた。

「第一の破棄申立て理由。原判決には、以下の点で、刑事訴訟法典第二四九条、一九七九年一月一九日のデクレ第七九-四八号第一条、一九七五年八月四日の法律によって修正された、一九七〇年七月一七日の組織法第一四条、及び、一九五八年一二月二二日のデクレ第五八-一二号第二条違反がある。即ち、法院は、Paris控訴院の部長であるGIRESSE氏を裁判長とし、Paris大審裁判所に配属された予審判事LECLACHE氏、及び、Paris大審裁判所判事SAVAL-

LI氏を陪席裁判官とする構成であった。

一方で、一九七九年一二月二六日付の命令による、LECLACHE氏のParis大審裁判所への配属は違法であり、一九七九年一月一九日のデクレ第七九-四八号によって定められる配属は、一時的に補充された司法官には妥当しえず、当該司法官は、少なくとも、二年間、第二級第二類の職務において、実際の業務に従事しなければならないであろう。

元Paris控訴院裁判官であったLECLACHE氏は、一九七九年九月二九日に引退したが、一九七九年一二月三一日まで職にとどまり、一九七五年八月四日の法律によって修正された、一九七〇年七月一七日の組織法により、Meaux大審裁判所判事として一時的に補充された。従って、LECLACHE氏は、一九七九年一月一九日のデクレの適用によってParisには配属されえなかったのである。さらに、一九七〇年七月一七日の法律第一四条によれば、一時的に補充された司法官は、司法上の階層でいう第二級第一類の職務に専従しなければならず、このことは、LECLACHE氏を第二級第二類に属する職務を執行するために任命することを禁じているのであって、この点で同条に対する違反があった。

いずれにせよ、一九七九年一月一九日のデクレ第七九-四八条によって配属された司法官は、刑事訴訟法典第二四九条によって定められる、陪席裁判官としての資格をもたないのであり、かくして、法院は、不適法に構成されていたのである。[11]」

第2章　破毀院刑事部及びコンセイユ・デタの判断

第1節　破毀院刑事部一九八一年三月一九日判決

破毀院刑事部は、MAURICEの弁護人による破棄申立てについて、以下のように述べて、これを棄却した。

「弁論中に、被告人またはその弁護人による異議申立てがないので、LECLACHE氏は、Paris大審裁判所に配属された判事の資格で、Paris重罪法院において陪席裁判官の職務に従事するため、法律に従って指名されたという法律上の推定が存する。[12]」

明らかに裁判体の構成が不適法であるにもかかわらず、これを「法律上の推定」の存在を根拠に正当化した破毀院の態度には、批判も強い。[13] 裁判体の構成をめぐるこの問題は、公法の領域に舞台を移して争われることとなる。

第2節　コンセイユ・デタ一九八一年五月一五日判決

Philippe MAURICEの弁護側は、一九八一年三月二六日、LECLACHE氏をParis大審裁判所判事として任命した大臣命令の無効をコンセイユ・デタに申し立てた。それを受けて、コンセイユ・デタは、以下のように判示して、当該命令の無効を宣言した。

「更新不可の三年間、第二級第一類に属する職務、即ち、Meaux大審裁判所判事の職務に従事するため、元司法官のX氏を補充する、一九七九年一二月二一日付の国璽尚書の命令に続いて、一九七九年一二月二六日、第二級第二類の職務に従事するため、X氏をParis大審裁判所に配属する、国璽尚書の新たな命令が発せられた。これら二つの命令の対

比から、X氏のMeaux大審裁判所への任命は、この裁判所の必要を充たすことを目的としたものでもなければ、彼が指名された、その上、彼が法律上従事しえた唯一のものである、第二級第一類の職務に従事することを彼に許容することを目的としたものでもなかったことが判明する。かくして、X氏が、これらの職に任命された、一九七九年一二月二一日の命令は、形骸的任命（nomination pour ordre）の性格を有しており、従って、無効である。その結果、X氏がParis大審裁判所に配属された、一九七九年一二月二六日の命令は、それ自体、無効である。[14]」

かくして、コンセイユ・デタによって、LECLACHE氏をParis大審裁判所に配属する命令が無効であったことが確認されたのを受けて、MAURICEは、一九八一年五月二五日、François MITTERRAND大統領の恩赦を受け、無期懲役に減刑される。

おわりに

以上、フランスにおける死刑廃止の道程において、象徴的ともいえるPhilippe MAURICE事件を概観した。

Philippe MAURICEは、本事件を起こすまでに三度の有罪判決を受けているが、いずれも盗品関与、詐欺、偽造といった軽罪ばかりである。[15]本件でも、当初は盗罪であり、むしろ凶器の準備をはじめ、主導的役割を担っていたのはATTUILの方ともいえる。

その後、大統領恩赦を受けたMAURICEは、収監中に中世史の研究に邁進し、国家博士号を取得する。[16]この一事をもって総じて死刑対象者にも改善可能性はあると断じるのは早計ではあるが、[17]死刑囚を改善不能犯と見なす考え方に修正を迫る一事例とはいえよう。

今のフランスでは、死刑の不存在が社会の大多数に浸透しており、それ故に、Robert BADINTERによる死刑廃止

法案の提出を英断とみる向きが強い。[18] 世論が死刑存置に傾いていた当時、BADINTER の奔走がなければ、あの時点での死刑廃止は叶わなかったであろう。

これに対して、日本政府は、「世論調査」の結果を受けて、国民の八〇％以上が死刑の存置を望んでいるとして、死刑廃止には消極的態度を取っている。その根拠とされるのが、直近では、二〇一四年に実施された、内閣府による「基本的法制度に関する世論調査」[19] である。

そこでは、まず、「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。」との問いを立て、それぞれ、「死刑は廃止すべきである（九・七％）」、「死刑もやむを得ない（八〇・三％）」、「わからない・一概に言えない（九・九％）」との回答をえている。政府は、この問いに対する回答結果を根拠に、国民の八〇％以上が死刑に賛成しているとする。

しかし、この問いの立て方自体に存するバイアスの点[20] はひとまず措くとしても、上記問いで「死刑もやむを得ない」と回答した者に対する、「将来も死刑を廃止しない方がよいと思いますか、それとも、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思いますか。」との問いへの回答を併せて考慮すると、国民世論の現状は必ずしも政府のいうとおりではないのが分かる。即ち、この問いに対しては、「将来も死刑を廃止しない（五七・五％）」、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい（四〇・五％）」、「わからない（二・〇％）」との回答があったが、ここから、死刑存置論者の内、将来的にも存置を望んでいるのは、全体の約四六・二％に過ぎず、逆に、将来的な廃止の可能性を示唆する者と死刑廃止論者を合わせると全体の四二・二％になる。[21]

このような実態からしても、死刑の存否について、国民的な議論の展開を望むのであれば、バイアスのかかった「世論調査」の結果の一部に依拠することなく、死刑の執行を一時的に停止した上で、本格的な世論の喚起を行うべきであり、日本はもうその段階に入っているといえよう。[22]

【参考資料】死刑を廃止する一九八一年一〇月九日の法律第八一-九〇八号

国民議会及び貴族院が可決し、共和国大統領が審署した法律の内容は以下の通りである。

第一条―死刑は廃止される。

第二条―刑法典を改正する法律は、その他、本法の適用に必要となる、刑罰執行の原則の調整を行うことになる。

第三条―死刑が科される旨規定している全ての現行規定において、この刑の参照は、当該重罪の性質によって、無期懲役か無期重禁錮のいずれかの参照に置き換えられる。

第四条―刑法典第一二条[23]、第一三条[24]、第一四条[25]、第一五条[26]、第一六条[27]及び第一七条[28]、並びに、刑事訴訟法典第七一三条[29]は、廃止される。

第五条―刑法典第七条[30]第一号は、削除される。その結果、同条第二号、第三号、第四号及び第五号は、それぞれ第一号、第二号、第三号及び第四号となる。

第六条―軍事裁判法典第三三六条[31]及び第三三七条[32]は、廃止される。

第七条―軍事裁判法典第三四〇条第一項[33]は、以下の項に置き換えられる。

「訴追命令を出すかまたは手続を請求した軍当局は、軍事大臣への通知を条件に、あらゆる有罪判決の執行を停止することができる。軍当局は、判決が確定した日から三ヵ月間この権利を保持する。」

第八条―本法は、海外領土、及び、Mayotte 海外県に適用される。

第九条―①一九八〇年一一月一日以降に言い渡された死刑判決は、当該重罪の性質によって、当然に、無期懲役かまたは無期重禁錮に置き換えられることになる。

②有罪判決が破棄申立ての対象となった場合、前項の規定は、破棄申立ての取り下げまたは棄却の場合にのみ、適用される。

本法は、国法として施行されることになる。

一九八一年一〇月九日

共和国大統領　FRANÇOIS MITTERRAND
首相　PIERRE MAUROY
国務大臣、内務及び地方分権大臣　GASTON DEFFERRE
司法大臣　ROBERT BADINTER
防衛大臣　CHARLES HERNU

（1）二〇一〇年に、死刑問題をめぐってより広く国民的な議論が行われる契機にする等の目的で、法務省に「死刑の在り方に関する勉強会」が立ち上げられ、二〇一二年には、「『死刑の在り方についての勉強会』取りまとめ報告書」（www.moj.go.jp/content/000096631.pdf〔二〇一七年九月四日閲覧〕）が公表された。しかし、これも従来の議論枠組みを超えるものではなかった。

（2）日本犯罪社会学会「第四二回大会報告要旨集」（二〇一五年）（http://hansha.daishodai.ac.jp/meeting_reports/PDF/meeting-reports_42_2015.pdf〔二〇一七年九月四日閲覧〕）。

（3）日本弁護士連合会「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/civil_liberties/data/2016_1007_03.pdf〔二〇一七年九月四日閲覧〕）。

（4）日本弁護士連合会「死刑制度の問題（死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部）」（https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/deathpenalty.html〔二〇一七年九月四日閲覧〕）。

（5）フランスにおける死刑廃止の経緯については、青木人志「死刑存廃論議への比較法的接近」一橋論叢一一五巻四号（一九九六年）七三四頁、鈴木尊紘「フランスにおける死刑廃止―フランス第5共和国憲法の死刑廃止規定をめぐって―」外国の立法二三四号（二〇〇七年）二四五頁以下、新倉修「フランスは死刑を廃止した」ジュリスト七九八号（一九八三年）六二頁以下等参照。

（6）SAUVÉ, Jean-Marc, De l'abolition de la peine de mort au droit à la vie, ou le «visage serein de Minerve» vu du Conseil

d'État, *L'exigence de justice, Mélanges en l'honneur de ROBERT BADINTER*, 2016, Dalloz, pp.674 et ss.

(7) SAUVÉ, op.cit. (note 6), pp.669 et ss.; WAQUET, Philippe, La cour de cassation et la peine de mort, *L'exigence de justice, Mélanges en l'honneur de ROBERT BADINTER*, 2016, Dalloz, pp.733 et ss.

(8) WAQUET, op.cit. (note 7), p.739 参照。

(9) Crim. 19 mars 1981, Bull. Crim., n° 100.

(10) Ibid.

(11) Ibid.

(12) Ibid.

(13) WAQUET, op.cit. (note 7), pp.743-744. WAQUET は、「いかなる被告人も―その弁護人も―、訴訟の最中に、各司法官の出廷の適法性について疑義を唱えることは、不適法であることが顕著または明白な場合を除けば、およそ不可能であるのは明らかである。破棄申立ての対象となった判決の適法性を検証し、自己に提起された批判を吟味するのが破毀院刑事部の任務である」と述べる（WAQUET, op.cit. (note 7), p.744）。

(14) CE, ASS., 15 mai 1981, Assemblée du contentieux.

(15) ①Millau 軽罪裁判所一九七七年九月一六日判決（盗品関与、文書偽造・同行使、詐欺、第四類武器携帯―一年の拘禁刑（内四ヵ月執行猶予））、②Évry 軽罪裁判所一九七八年六月二日判決（小切手偽造・同行使―一五日の拘禁刑）、③Paris 控訴院一九七八年六月二一日判決（盗品関与、詐欺―五年の拘禁刑（内一年執行猶予））（WAQUET, op.cit. (note 7), p.739 参照）。

(16) WAQUET, op.cit. (note 7), p.744 参照。

(17) 裁判中の一九八一年二月二四日、Philippe MAURICE は、刑務所からの逃走を図り、看守に対する故殺に及び同人に傷害を負わせたことから、逃走未遂及び故殺未遂で、一九八二年二月二五日に Paris 重罪法院で懲役一六年の有罪宣告を受けている（Archive Le Monde du 01/07/1982 参照）。

(18) WAQUET, op.cit. (note 7), p.746 参照。

(19) 内閣府「基本的法制度に関する世論調査報告書（平成二六年一一月調査）」（http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/index.html〔二〇一七年九月四日閲覧〕）。

(20) 本来なら、死刑の存廃について国民の意識を正確に調査するためには、「死刑は廃止すべきである」、「死刑は存置すべきである」といった中立的な選択肢にするべきであろう。もっとも、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、「場合によっては死刑もやむを得ない」という選択肢が設けられていた従来の「世論調査」よりはこれでも改善されているといえる（前掲注(19)参照）。

(21)　井上宜裕「刑罰権の濫用防止と厳罰化／3　刑罰とは何か」南野森編『ブリッジブック法学入門〔第2版〕』（信山社、二〇一三年）一八一頁以下他参照。

(22)　このような中、二〇一七年七月一三日、再審請求中の死刑囚に対して死刑が執行されたのは象徴的である。

(23)　刑法典第一二条「全ての死刑宣告者は、斬首される。」

(24)　刑法典第一三条「死刑が国家の安全に対する罪につき宣告された場合、第一二条の規定に反して、死刑は銃殺によって執行される。

(25)　刑法典第一四条「死刑に処せられた者の遺体は、家族が請求する場合、家族に遺体を裸で埋葬させることを条件に、家族に引き渡される。」

(26)　刑法典第一五条「①執行調書は、書記官によって即座に作成されなければならず、作成されない場合には、二〇フラン以上一〇〇フラン以下の罰金に処せられる。調書は、重罪法院の長またはその代理人、検察の代表者及び書記官によって署名される。②執行後直ちに、この調書の複写が、執行のあった行刑施設の門に掲示され、二四時間そこに張られたままにされなければならず、これらの措置が取られない場合には、前項と同様の刑に処せられる。執行が行刑施設の構外で行われた場合、調書は、執行場所の市町村役場の門に掲示される。③調書以外の執行に関するメモ、文書は、出版によって公表されえず、これに違反する場合、三六〇フラン以上二〇、〇〇〇フラン以下の罰金に処せられる。執行調書が掲示されず、または、被有罪宣告者に通知されもしくは判決原本に記載された恩赦命令が掲示されない限り、司法官職高等評議会によって発せられた意見または共和国大統領によって下された決定に関するいかなる情報も、出版、掲示、ビラまたはその他のあらゆる公表手段によって公表することは、同様の刑罰の下、禁止される。④調書は、判決原本の下部に二四時間以内に書記官によって転記されなければならず、これに違反すると第一項に定められる刑罰に処せられる。転記は書記官によって署名され、書記官は調書の余白に全て記載しなければならず、これに違反すると同様の刑罰に処せられる。この記載も同様に署名され、調書そのもののように証明する。⑤これらの規定は、いかなる執行態様であっても適用される。有罪宣告が重罪法院以外の裁判所から発せられる場合、当該裁判所長は、本条及び第二六条の適用のために重罪法院の長に属する権限を行使する。」

(27)　刑法典第一六条「①執行は、国璽尚書、司法大臣の命令によって作成されたリストに記載された、行刑施設の一つの内部で行われる。②以下に示される者のみに執行の立ち会いが許される。1°重罪法院の長、さもなくば、重罪法院院長によって指名された司法官、2°検事総長によって指名された検察官、3°執行場所の裁判所判事、4°重罪法院の書記官、さもなくば、執行場所の裁判所書記官、5°被有罪宣告者の弁護人、6°司祭、7°行刑施設の長、8°警視正、及び、必要な場合、検事総長または共和国検事によって要求された官憲、9°矯正医官、さもなくば、検事総長または共和国検事によって指名された医師。」

(28) 刑法典第一七条「死刑宣告を受けた女子が妊娠中である旨申告し、かつ、そのことが実証された場合、当該女子は、分娩後にしか刑を受けない。」

(29) 刑事訴訟法典第七一三条「宣告刑が死刑の場合、検察官は、有罪宣告が確定した時点で、その旨司法大臣に通知する。」

(30) 刑法典第七条「体刑及び加辱刑は、以下の通りである。1°死刑、2°無期懲役、3°無期重禁錮、4°有期懲役、5°有期重禁錮。」

(31) 軍事裁判法典第三三六条「①軍事大臣は、軍事裁判所によって宣告され確定した、全ての死刑判決を司法大臣に通知する。②軍事裁判所で裁判を受けて死刑を宣告された者は、軍当局によって指定された場所で銃殺される。」

(32) 軍事裁判法典第三三七条「①刑事訴訟法典第七一三条第二項及び第三項、並びに、刑法典第一五条及び第一七条の諸規定は、死刑を宣告する軍事裁判所の判決を執行する際に適用される。②以下の者のみに執行の立ち会いが許される。—裁判所の長または構成員、検察の代表者、予審判事、及び、執行場所の軍事裁判所の書記官、—被有罪宣告者の弁護人、—司祭、—軍当局によって指名された医師、—軍当局によってこのために徴用された警備担当の軍人。」

(33) 軍事裁判法典第三四〇条「①訴追命令を出すかまたは手続を請求した軍当局は、軍事大臣への通知を条件に、死刑以外の刑を宣告するあらゆる判決の執行を停止することができる。軍当局は、判決が確定した日から三ヶ月間この権利を保持する。」